

秩父市避難行動

要支援者名簿を作成します

秩父市では、秩父市地域防災計画のもと、避難行動要支援者名簿を作成しています。災害時における安否確認や避難支援などの必要な支援を受けられるように、対象となる方には郵送で通知させていただきます。(なお、昨年送付させていただきました方にはお送りいたしません)

【避難行動要支援者名簿とは】

秩父市では、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要すると認められた方の名簿を作成しています。

【対象者】

- 次に該当する在宅で生活されている方が対象となります。
- ①身体障害者手帳1級または2級を所持する方
(ただし、障害の部位が肢体不自由・視覚障害・聴覚障害に限ります。)
 - ②療育手帳(A・A)を所持する方
 - ③精神保健福祉手帳1級を所持する方
 - ④要介護認定3〜5を受けている方

⑤前号に掲げるものに準ずる状態にある難病患者

⑥その他避難支援等を希望し、市長が支援の必要を認められた方

※①〜⑤の名簿対象者に該当しない場合でも、避難支援等を希望し、「秩父市避難行動要支援者名簿」への登録を申請すれば、避難支援等関係者へ情報提供がなされます。
※名簿情報は、原則一年に一度更新を行います。

【避難支援等関係者】

秩父市で作成する避難行動要支援者名簿の提供を受け、避難支援等の実施に携わる関係者を指します。秩父市地域防災計画では、次の方々を避難支援等関係者としています。

秩父消防署、秩父市消防団、秩父警察署、小鹿野警察署、民生委員・児童委員、秩父市社会福祉協議会、自主防災組織(町会)

※避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対して、避難支援を行えない場合であっても、法的な責任や義務を負うものではありません。

【同意書の徴取について】

名簿に掲載された方のうち、同意をいただいた方については、災害の発生に備え、平常時から避難支援等関係者に対して、名簿情報の提供を行います。災害発生時には、避難誘導や安否確認等のために活用していただきます。

同意書の送付は、平成29年7月中旬頃を予定しています。お手元に届きましたら、同意書へご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。

また、同意書の裏面には、災害時における避難支援等の実効性を高めることを目的とした個別計画台帳を兼ねていますので、併せてご記入をお願いいたします。

なお、個別計画台帳の地域支援者欄には、あらかじめ地域支援者本人の了解を得て、署名・捺印をお願いいたします。
※名簿登録内容は、大規模災害が発生した場合

には、同意の有無にかかわらず、必要に応じて、避難支援等関係者へ提供されることがありますので、ご了承ください。

【災害時への心得】

いざという時に、スムーズに支援を受けるためには、普段からご近所の方々とあいさつを交わすなど、コミュニケーションをとることが大切です！

☎社会福祉課 25-5204

